

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.11

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください!(続報)

- 内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられています。
- 平成27年11月号では、「ご注意いただきたい電話」についてお知らせしましたが、今回は「実際にあった相談事例」の一部をお知らせしますので、不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、各種相談窓口へご連絡ください。

【実際に被害に遭った事例】

- 市役所職員を名乗る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金がかかる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料を名目にお金をだまし取られた。

【被害に遭ったと疑われる事例】

- 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。

【被害に遭いそうになった事例】

- 役所の職員を名乗る者から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ、解決するためにお金を要求された。被害者がお金を引き出しに行ったところ、金融機関の職員が不審に思い警察に通報したため、被害に遭わなかった。

【不審な電話、メール、手紙、訪問などに関する事例】

- 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続をしているが、あなたは手続をしているか」との電話があった。「まだ手続をしていない」と答えると、「早く手続をしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。

<各種相談窓口>

《マイナンバー制度全般のご相談》

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日9:30-22:00、土日祝日(年末年始を除く)9:30-17:30

※IP電話等でつながらない場合は、

・通知カード、個人番号カードについては、**050-3818-1250**

・その他のお問い合わせについては、**050-3816-9405**におかけください。

《不審な電話などを受けた場合》

消費者ホットライン **188** (いやや!)

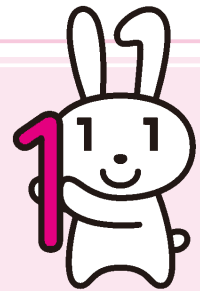
※原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。

警察相談専用電話# **9110** または 天塩警察署 **2-2110** まで

《マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱に関する苦情はこちら》

個人情報保護委員会マイナンバー苦情あっせん相談窓口 **03-6441-3452**

平日9:30-17:30



重要なお知らせ(ご注意ください)

住民票の異動(転入・転居・転出)や戸籍の届出(婚姻等による氏名変更)の場合には、カード(通知カードまたは個人番号カード)の記載事項変更が必要となりますので、手続の際には窓口までカードをご持参ください。